

佐賀県教育委員会訓令甲第2号

本 庁  
教育事務所  
教育機関

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会事務局の呼称に関する規則の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令  
(佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正)

**第1条** 佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成19年佐賀県教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">佐賀県教育庁及び教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、<u>佐賀県教育庁及び教育機関</u>（学校を除く。）に勤務する職員のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項本文の規定により勤務時間を割り振る職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県教育委員会事務局及び教育機関</u>に勤務する職員の勤務時間等に関する規程 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、<u>佐賀県教育委員会事務局及び教育機関</u>（学校を除く。）に勤務する職員のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項本文の規定により勤務時間を割り振る職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間について必要な事項を定めるものとする。</p>

(佐賀県立学校教職員の職務発明等に関する規程の一部改正)

**第2条** 佐賀県立学校教職員の職務発明等に関する規程（平成22年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(承継の決定等)</p> <p><b>第5条</b> 略</p>	<p style="text-align: center;">(承継の決定等)</p> <p><b>第5条</b> 略</p>

改正前	改正後
<p>2 教育長は、前項の規定による審査に当たっては、<u>佐賀県教育庁職務発明等審査会</u>（以下「審査会」という。）を設置し、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 教育長は、前項の規定による審査に当たっては、<u>佐賀県教育委員会事務局職務発明等審査会</u>（以下「審査会」という。）を設置し、あらかじめ審査会の意見を聴くものとする。</p> <p>3・4 略</p>

（佐賀県教育庁職員等の人事評価に関する規程の一部改正）

**第3条** 佐賀県教育庁職員等の人事評価に関する規程（平成29年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>佐賀県教育庁職員等の人事評価に関する規程</u>	<u>佐賀県教育委員会事務局職員等の人事評価に関する規程</u>

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。